

## 総会

配布：一般

2015年1月29日

### 第69会期

議事日程議題 24(a)

#### 2014年12月19日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/69/473/Add.1)]

#### 69/238. 国際連合システムの開発のための業務活動

総会は、

国際連合システムの開発のための業務活動の4年ごとの包括的な政策再検討に関する2012年12月21日の総会決議67/226および決議67/226の履行における進展に関する2014年7月14日の経済社会理事会決議2014/14を想起し、

ミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル本会議およびその成果文書<sup>1</sup>並びにミレニアム開発目標の達成に向けて為された取組をフォローアップする特別イベントの成果文書<sup>2</sup>もまた想起し、

それを通して総会が、開発協力のための主要なシステム全体の政策の方向付けおよび国際連合システムの国レベルの様相を設定する、開発のための業務活動の包括的な政策再検討の重要性を再確認し、

総会により設定された政策の方向付けが、2003年6月23日の57/270B、2006年11月20日の61/16、2013年9月20日の67/226、68/1の総会諸決議および他の関連諸決議に従って、システ

---

<sup>1</sup> 決議65/1.

<sup>2</sup> 決議68/6.

ム全体に基づいて実施されることを確実にするため、国際連合システムに対して調整および指針を提供する経済社会理事会の役割を想起し、

国際連合システムの開発のための業務活動の基本的特徴は、特にその普遍的な、自発的なそして許与的な性質、その中立性およびその多角主義、並びに柔軟なやり方で計画諸国の開発の必要性に対応するその能力があるべきであること、そして業務活動は、計画諸国の利益のために、それらの諸国の要請でまた開発のためのその国自身の政策や優先事項に従って実行されることを再確認し、

国際連合システムの開発のための業務活動は、採択されたならば、ポスト 2015 開発アジェンダの野心的なまた革新的な目的の実施に対する主要な貢献を提供すべきこと、そしてそれ故、持続可能な開発の課題に対応することにおいて諸国を支援するため、その職務権限に一致して、国際連合開発システムの能力を含んで、改善されるべきことを確認し、

国際的な開発のための予測可能な政府開発援助の重要なまた作用する役割を認識し

2014 年の本会期の業務活動セグメントの経済社会理事会に提出された事務総長報告書およびノート<sup>3</sup>に留意し、

1. 準備、訓練およびその活動のために提供された支援を含む、国際連合常駐調整官のための選抜および任命過程に関する合同監査団の報告書を転送している事務総長のノート<sup>4</sup>、並びになおその上に事務総長のコメントおよび国際連合システムの最高執行委員会のコメントを転送している事務総長のノート<sup>5</sup>に留意する。

2. その第 18 会期の南々協力に関するハイレベル委員会の報告書<sup>6</sup>にもまた留意し、そして同会期において採択された決定<sup>7</sup>を歓迎する。

---

<sup>3</sup> A/69/63-E/2014/10 and A/68/658-E/2014/7.

<sup>4</sup> A/69/125.

<sup>5</sup> A/69/125/Add.1.

<sup>6</sup> 総会公式記録、第 69 会期、補遺 No.39 (A/69/39).

<sup>7</sup> 前掲書、第 I 章。

3. 開発のための業務活動に関する経済社会理事会決議 2014/14 を想起し、そして総会決議 67/266 の実施に関する同理事会により採択された指針に対して謝意を表明する。

4. 国際連合基金および計画が、国際連合システムの開発のための業務活動に関する事務総長報告書の分析的な質の更なる向上に貢献する目的で、監視および資料収集方法を改善し続けるため、あらゆる努力を行うという経済社会理事会による要請を認める。

5. 開発および貧困の多次元の性質をより良く反映する必要性並びに加盟国および他の利害関係者の中にその多次元性の共通理解を策定すること、またポスト 2015 開発アジェンダの文脈にそれを反映させることの重要性を強調し、そしてこれに関連して加盟国に対し、国際社会の支援を得て、人間開発を測定する方法論と指標を含む、その多次元性をより良く反映する補完的な測定方法を開発することを考慮することを招請する。

6. 4年ごとの包括的な政策再検討において特定された主要な分野に対処することにおける国の能力開発および国際連合開発システムの開発の有効性に対する開発のための業務活動の貢献の重要性を再確認し、これに関連して、加盟国の審議のために、持続可能性を確保するための措置を含む、能力開発における進展を測るための共通の対処方法を開発し、並びに、その職務権限に適合したやり方で、国の開発目標および戦略を達成する自らの能力の開発において、計画し、監視しそして結果を評価することを、その要請に基づいて、計画諸国に可能とすることを目的とした具体的な枠組を開発するという、国際連合開発システムの組織に対するその要請を想起し、そして事務総長に対し、決議 67/226 の実施に関する 2015 年年次報告書においてこれに関連して取られた措置に関する包括的で証拠に基づく最新情報を提供することを招請する。

7. 国の能力の強化および使用を通したものを含む、国際連合システムの開発のための業務活動の作業を通して対処されるべき計画諸国によりくり返し強調された、国の能力格差に関する見解および所見を審議することを、そしてこれに関連した実施のための勧告と共に 2015 年にその執行機関に報告することを、国際連合開発システムの基金および計画に要請し、そして専門機関に招請する。

8. コア資金が、その結びつけられた性質の故に、国際連合システムの開発のための業務活動の基盤岩となり続けることをくり返し表明し、そしてこれに関連して、コア資金とノンコア資金との間の不均衡に絶えず対処する、またこの不均衡に対処するために取られた措置について、その定期的な報告の一部として、2015年に経済社会理事会に報告する開発システムの組織の必要性を認識する。

9. 業務活動に対する包括的な資金調達におけるコア資金の割合が低下してきたことに懸念をもって留意し、ノンコア資金が、国際連合開発システムの全体的資金源の基礎および業務活動を支援することにおける補完的なコア資金に対し重要な貢献を示していること、それ故総資金における増加に貢献していることにもまた留意し、その一方で、ノンコア資金をより柔軟にまた戦略的計画と国の優先事項に一致させる必要性に留意し、そしてノンコア資金は、コア資金の代わりのものでないこと、またノンコア資金は、取引経費、分裂、競争および組織間の重複を潜在的に増加させること並びに組織全体の焦点、戦略的なポジショニングおよび一貫性を進めることに対する意欲をくじくものを提供することにより、課題、とりわけ単一の資金供与国の事業を特定した資金提供のよう用途を特定した限定的な資金提供、を与えていること、そしてノンコア資金は、政府間機関や過程により統制された計画的な優先事項をまた潜在的にゆがめる可能性があることを認識する。

10. 利用可能なまた見積もられたコア資金やノンコア資金が、各々の戦略的な計画の優先事項に基づき、統合された予算の枠組の範囲内で定着されることを確実にすることにおいて国際連合基金および計画並びに専門機関により為された進展を歓迎し、そしてまだそのようにしていない全ての組織に対し、自らの次の予算サイクルにおいてそのような統合された枠組を策定することを奨励する。

11. その中で、国際連合基金および計画により策定された資金とコア資金のクリティカル・マスの概念についての共通原則に留意しそして2015年の各執行機関の審議のための資金動員戦略を作成しそして提示することを要請した、国際連合開発計画の執行機関および国際連合人口基金並びに国際連合プロジェクト・サービス機関による2014年の2014/24と2014/25の諸決定の採択並びに国際連合児童基金の執行機関による決定2014/17の採択に留意する一方で、コア資金の「クリティカル・マス」の概念の策定および運用化における進展がないことについて総会諸決議67/226と2013年12月20日の68/229において表明された懸念を想起する。

12. ノンコアまたは特別予算の資金により資金提供された助成活動に対するコアまたは通常資金の使用を避ける必要性を強調し、全てのノン・プログラム経費の資金調達を管理する指導原則は、比例して、コアおよびノンコアの資金調達源からの十分な資金回収に基づくべきであることを再確認し、そしてこれに関連して4年ごとの包括的な政策再検討と新しい資金回収方法論とを一貫させた合わせる、2016年に実行されることになっている、独立したまた外部の評価のための、国際連合開発計画、国際連合人口基金、国際連合児童基金およびジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のために国際連合機関（UN-Women）の執行機関により合意された、期限に留意する。

13. 4年ごとの包括的な政策再検討とその戦略的計画、枠組および予算を合わせるための努力を行った国際連合開発システムの組織により遂行された活動に感謝の念をもって留意し、そしてそうしていない国際連合開発システムの全ての組織に対し、これに関連した更なる措置を講じることを奨励する。

14. 特に具体的目標を叶えることに関して遅れをとっている後発発展途上国および他の発展途上国における、2015年までにミレニアム開発目標を達成することに向けた進展を加速することに対するその支援、並びにポスト2015開発アジェンダの遂行のためのその支援を最大化するために、国際連合システムの基金および計画の開発のための結果に集中した業務活動の提供を強化した改善することを続けることの重要性を認識する。

15. 全体に関わる優先事項として、幾つかの国際連合開発組織の戦略的計画への、その職務権限に従った、貧困根絶の統合を歓迎する。

16. 貧困根絶に対する最優先事項を割り当てるという国際連合開発システムの組織のための、総会決議67/226における、総会の呼びかけを再確認し、そしてこれに関連して貧困根絶を達成することおよびそのような計画や政策の立案および実施において貧困で生活している者の積極的な参加を促進することを目的とした、能力構築、仕事の生成、教育、職業訓練、農村開発および資源の動員を含む、極度の貧困および飢餓の根本原因、良い慣行の共有、学んだ教訓、戦略、計画および政策に対処するための取組の規模拡大に関して、自らの職務権限に従って、とった措置に関する情報を、経済社会理事会に対するその定期的な報告に、含めるという国際連合基金および計画に対

する同理事会の要請を認める。

17. 国際連合開発システムの全ての組織に対し、採択されたならば、中間の再検討および戦略計画並びに枠組の遂行の文脈において、ポスト 2015 開発アジェンダとの一貫性および合わせることを確保するため、同アジェンダを審議することを要請する。

18. 南々協力を強化することに関する総会決議 67/226 に含まれた要請を想起し、これに関連してその主要な政策、戦略的枠組、業務活動および予算の中に南々および三角協力を主流化することにおいて国際連合開発システムの幾つかの組織により為された進展に留意し、そして国際連合南々協力室を含む、国際連合開発システムの中の資源の改善された割り当てを含む、南々および三角協力を強化するため、南々協力に関するハイレベル委員会の決定 18/1<sup>7</sup>に定められた、勧告および措置を歓迎する。

19. 南々協力は、南北協力の代わりのものではなく、むしろ補完するものであることを強調する。

20. 開発のための国際連合業務活動の独立したシステム全体の評価に対する政策を想起し、二つの試験的な独立したシステム全体の評価が、政策に概略が示されたように、特別予算の資金の提供と利用可能性を条件として、総会決議 68/229 に定められた主題について 2014 年に実施されるべきであるという同決議における決定をこれに関連して再確認し、これに関連して進展がないことに懸念をもって留意し、2015 年に同評価の効果的且つ加速された実施のための追加の特別予算の資金を拠出するというそのようにする立場にある諸国に対する総会の招請をくり返し表明し、そして国際連合システムの開発のための業務活動のシステム全体の浄化のための暫定的な調整制度に対し、経済社会理事会の 2015 年の本会期の業務活動セグメントに評価の実施における進展に関する最新情報を提供することを要請する。

21. 国際連合基金および計画の管理機構の構成および機能を再検討する必要性を認識し、経済社会理事会決議 2014/14 をこれに関連して歓迎し、そしてこれらの管理機構の早期の改革を求める。

22. 地理的配分およびジェンダーに関して常駐調整官制度の構成における多様化を達成するこ

との重要性を再確認し、常駐調整官制度における同等の全ての国際連合機関、基金および計画の参加の重要性をまた再確認し、事務総長に対し、常駐調整官の任命におけるこれらの原則の完全適用を確保するためこれに関連してあらゆる努力を払うことを要請し、全ての機関に対し、常駐調整官任命センターに適任の候補者を推薦することを奨励し、そして国際連合開発システムに対し、最高水準の誠実を満たす上級および経験のある常駐調整官を効率よく勧誘しそして適切に展開するその能力を高めるために解決策を特定し続けることを要請する。

23. 変化している開発の状況における国際連合開発システムの役割および生じつつある課題に対処するため国際連合システムを合わせる必要性に関する 2014 年の経済社会理事会の本会期の同理事会の業務活動セグメントで開催された対話を歓迎し、ポスト 2015 開発アジェンダの文脈の範囲内で、その構成と機能の早期改革を含む、国際連合基金および計画の機能、資金調達実行および統治構造をあわせること、国際連合開発システムの能力および影響、パートナーシップ・アプローチおよび組織的な取極の間の相関関係と取り組む目的で、国際連合開発システムの長期のポジショニングに関する加盟国および全ての関連する利害関係者が関与している透明なまた包括的な対話を開催するという同理事会の決定をこれに関連して再確認し、また開発協力のための主要な組織全体の政策の方向付けと国際連合開発システムのための国レベルの様式を確立することにおける総会の役割を遂行する目的で、2016 年の 4 年ごとの包括的な政策再検討期間中に、加盟国による審議と行動のために総会に提出されることになっている、4 年ごとの包括的な政策再検討に関する事務総長報告書に反映されているこれらの議論に期待する。

第 75 回本会議

2014 年 12 月 19 日